

## 箱根町議会と町民との意見交換会実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、箱根町議会基本条例（平成25年箱根町条例第10号）第5条第4項の規定に基づき実施する町民との意見交換会（以下「意見交換会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

### (開催時期等)

- 第2条 意見交換会は、議員から議長に開催の申込みがあった場合又は町民、町民団体等（以下「町民等」という。）から議長に開催の申込みがあった場合において議会運営委員会で審査し、必要と認めるときに開催を決定する。
- 2 意見交換会の開催を希望する議員、町民等は、箱根町議会と町民との意見交換会申込書（別記様式）を議長に提出する。
  - 3 意見交換会への出席議員は、議会運営委員会で決定する。
  - 4 意見交換会の開催場所は、町民等と協議し議会運営委員会で決定する。

### (意見交換会内容)

第3条 意見交換会の内容は、次の各号のいずれかに該当する事項とする。

- (1) 町議会に関すること。
- (2) 町政に関すること。
- (3) その他重要と思われる事項

### (役割分担)

第4条 意見交換会には司会者1名及び記録者2名を置くものとし、その他必要な役割及びそれらの分担は、議会運営委員会で協議し決定する。

### (次第)

第5条 意見交換会の次第は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 内容の説明
- (2) 質疑応答
- (3) 意見交換

### (報告書の作成等)

- 第6条 意見交換会の記録は、要点記録とし記録者が取りまとめ議長へ報告する。
- 2 町政に対する要望、提言等で重要なものは、議長が取りまとめ町長に通知する。

(結果の公表)

第7条 意見交換会の結果は、概要を町ホームページ等に掲載し公表する。

(議員の責務)

第8条 意見交換会において議員は、町民等の多様な意見の聴取に努め、議会運営及び町全体の利益を体現する政策に反映させなければならない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、議会運営委員会で協議し決定する。

附 則

この要綱は、平成26年4月16日から施行する。

別記様式(第2条関係)

箱根町議会と町民との意見交換会申込書

年 月 日

箱根町議会議長 様

申込者住所

氏名又は団体名

電話番号

団体の場合の代表者・連絡先

次のとおり、箱根町議会と町民との意見交換会実施要綱第2条第2項の規定により、意見交換会を申し込みます。

1 会議の議題

2 希望日時

第1希望 年 月 日 ( ) 時～

第2希望 年 月 日 ( ) 時～

3 参加予定人数

\* 事前資料がある場合は、添付してください。